

◎新潟県訓令第7号

交 通 政 策 局
新潟地域振興局新潟港湾事務所
出 納 局

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）による帳簿その他の書類の様式（昭和57年4月新潟県訓令第24号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）による帳簿その他の書類の様式は、次に定めるもののほか、新潟県企業局財務規程に定める帳簿その他の書類の様式指定（昭和38年3月新潟県企業局訓令第3号）、新潟県企業局固定資産事務取扱規程第74条の規定に基づき設備しなければならない帳簿その他の様式指定（昭和43年3月新潟県企業局訓令第2号）及び新潟県財務規則による帳票その他の書類の様式指定（昭和57年3月新潟県訓令第1号）の例によるものとし、新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和45年新潟県規則第32号）の規定に基づき設備しなければならない帳簿その他の書類の様式指定（昭和45年4月新潟県訓令第13号）は、廃止する。			新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）による帳簿その他の書類の様式は、次に定めるもののほか、新潟県企業局財務規程に定める帳簿その他の書類の様式指定（昭和38年3月新潟県企業局訓令第3号）、新潟県企業局固定資産事務取扱規程第74条の規定に基づき設備しなければならない帳簿その他の様式指定（昭和43年3月新潟県企業局訓令第2号）及び新潟県財務規則による帳票その他の書類の様式指定（昭和57年3月新潟県訓令第1号）の例によるものとし、新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和45年新潟県規則第32号）の規定に基づき設備しなければならない帳簿その他の書類の様式指定（昭和45年4月新潟県訓令第13号）は、廃止する。		
様式番号	名 称	規定条文	様式番号	名 称	規定条文
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第12号様式 <u>(その3)</u>	(略)	(略)	<u>第12号様式</u> <u>(その3)</u>	<u>支出決議書・請求書</u> <u>(賃金)</u>	<u>第49条</u>
第12号様式 <u>(その4)</u>	(略)	(略)	第12号様式 <u>(その4)</u>	(略)	(略)
第12号様式 <u>(その5)</u>	(略)	(略)	第12号様式 <u>(その5)</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	第12号様式 <u>(その6)</u>	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
第12号様式（第49条関係） 支出決議書 <u>(その3)</u> (略)			第12号様式（第49条関係） (略) 支出決議書 <u>(その3)</u> (略)		
第12号様式（第49条関係） 支出決議書			第12号様式（第49条関係） 支出決議書 <u>(その4)</u> (略)		
第12号様式（第49条関係） 支出決議書			第12号様式（第49条関係） 支出決議書		

(その4) (略)

第12号様式 (第49条関係)

支出決議書

(その5) (略)

(その5) (略)

第12号様式 (第49条関係)

支出決議書

(その6) (略)